

令和3年5月28日

学生
教職員 各位

危機管理室長

**令和3年6月1日以降の新型コロナウイルス感染症予防のための
本学の対応（活動基準）について**

令和3年5月16日から適用されている北海道地域の緊急事態宣言について、宣言の延長が決定されました。

このことに伴う、6月1日以降の本学の[新型コロナウイルス感染症対応活動基準](#)に変更はありませんが、引き続き新型コロナウイルス感染症の再拡大を抑えるために、本学が定める[感染症対策](#)及び[健康管理の徹底](#)を遵守し、不要不急の移動を厳に控えるようにしてください。

また、今後も新たな情報を適宜お知らせしますので、本学ホームページ、メール及びポータルサイト等を注視してください。

参考：

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報（道庁のホームページ）
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>

- 新型コロナウイルス感染者発生時の対応マニュアル（本学のホームページ）
https://www.obihiro.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/12/corona_manual201211.pdf